

内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
財 務 大 臣 様  
総 務 大 臣  
男女共同参画担当大臣

下諏訪町議会議長 森 安 夫

### 生理用品を軽減税率の対象にすることを求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した女性が、生理用品の購入を躊躇したり、交換する回数を減らしたりする等の実態が明らかになりました。大学生らが立ち上げた任意団体「#みんなの生理」によると、月経がある人の生涯にかかる生理用品代は45万円以上にのぼると試算され、経済的負担となっています。

昨今、困窮支援の一環で生理用品を無償化あるいは課税対象外とする動きが海外で広がっています。スコットランドでは無償化法案が2020年11月に可決され、ニュージーランドは2021年6月から高校までの児童・生徒に無償配布を決定しました。また、ケニア、カナダ、マレーシア、インド、イギリス、オーストラリアは非課税です。日本国内での無償配布や、公共施設・学校への配備も広がってきています。

政府は、2019年10月に消費税率を10%に引きあげた際、軽減税率を導入し、酒類や外食を除く飲食料品と定期購読の新聞を税率8%に据え置きました。生理用品は贅沢品ではなく、多くの女性が安心して学び、働き、生活し、自己実現するために必要不可欠なものです。ジェンダー平等の視点からも、生理用品の経済的負担の軽減が求められます。

よって、政府に対し、生理用品を消費税の軽減税率の対象とするよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。